

第10期広島市高齢者施策推進プランの 基本理念、目標、施策体系及び 重点施策項目について（案）

- 1 第10期プランの基本理念（案）及び目標（案）…………… P 3
- 2 第10期プランの施策体系及び重点施策の項目（案）…………… P 6
- 3 【参考】 第9期プランの重点施策の推進状況（まとめ）…………… P 7

令和8年8月26日

広島市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会

高齢福祉専門分科会開催スケジュール

区 分	開催時期	主 な 内 容
第1回 〔全体会議 同日開催〕	令和8年 6月2日	○ 分科会長及び分科会副会長の選出について ○ 第10期広島市高齢者施策推進プラン（令和9年度(2027年度)～令和11年度(2029年度)）（以下「第10期プラン」という。）の策定スケジュール等について
第2回	8月26日	○ <u>第10期プランの基本理念、目標、施策体系及び重点施策項目について</u> ○ <u>第10期プランの重点施策について①（重点施策Ⅰ・Ⅱ）</u>
第3回	10月上旬	○ 第10期プランの重点施策について②（重点施策Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ）
第4回	11月頃	○ 第10期プランの各論について （「第10期介護保険事業計画における介護サービス量及び介護給付費の見込み並びに第1号被保険者の介護保険料等」を除く。） ○ 第10期介護保険事業計画における介護サービス量の見込み等の考え方について
第5回 〔全体会議 同日開催〕	12月頃	○ 第10期プランの中間とりまとめ（案）について （「第10期介護保険事業計画における介護サービス量及び介護給付費の見込み並びに第1号被保険者の介護保険料等」を含む。）
第6回 〔全体会議 同日開催〕	令和9年 1月頃	○ 第10期プランの策定に関する答申（案）について
—	2月	○ 第10期プランの策定 ○ 介護保険条例改正案等の市議会への提案（議決は3月）

1 第10期プランの基本理念（案）及び目標（案）

【基本理念及び目標の変遷】

区分	平成30-令和2年度 (2018-2020年度)	令和3-5年度 (2021-2023年度)	令和6-8年度 (2024-2026年度)	令和9-11年度 (2027-2029年度)
	第7期	第8期	第9期	第10期(案)
基本理念	高齢者一人一人が、いきいきと、住み慣れた地域で安心して暮らせる、持続可能な <u>共生型社会の形成</u>	高齢者一人一人が、いきいきと、住み慣れた地域で、住民が相互に支え合い行政がそれを支援することにより、安心して暮らせる、持続可能な <u>地域共生社会の実現</u>	高齢者の誰もが住み慣れた地域で、あらゆる主体の協働の下、それぞれに役割を果たしながら、お互いに支え合い、いきいきと安心して暮らせる持続可能な地域共生社会の実現	変更なし
目標	2025年を見据えた地域包括ケアシステムづくりの推進と深化	2025年・2040年を見据えた地域包括ケアシステムの推進と深化	高齢者全体の増加、とりわけ年齢階層の高い高齢者層の増加など更なる高齢化の進展を見据えた地域包括ケアシステムの充実	高齢化の進展に加え、 <u>認知症高齢者や頼れる身寄りのない高齢者等の増加に伴うニーズの多様化等を見据えた地域包括ケアシステムの深化</u>

【基本理念（案） 設定の考え方】

高齢者の誰もが住み慣れた地域で、あらゆる主体の協働の下、それぞれに役割を果たしながら、お互いに支え合い、いきいきと安心して暮らせる持続可能な地域共生社会の実現

【考え方】

- 本プランの上位計画である地域共生社会実現計画の第2次計画（計画期間：令和6年度～令和10年度）の基本理念は「**市民の誰もが住み慣れた地域で、あらゆる主体の協働の下、それぞれに役割を果たしながら、お互いに支え合い、心豊かに暮らし続けることができる地域共生社会の実現**」である。
- これは、「地域共生社会の実現に向けては、市民・地域団体・事業者・NPO法人・ボランティア団体・行政といったあらゆる主体の活動が重要であり、また、こうした主体が相互に連携・協働することで、地域生活課題の解決に向けて、より効果を発揮できることから、その考え方を明確化する」との考えによるものである。
- 本プランの計画期間が、上位計画である地域共生社会実現計画と重なっていることから、第9期プランの基本理念を継続する。

【目標（案）設定の考え方】

高齢化の進展に加え、認知症高齢者や頼れる身寄りのない高齢者等の増加に伴うニーズの多様化等を見据えた地域包括ケアシステムの深化

※下線は第9期からの変更部分

【設定の考え方】

- 今後、年齢階層の高い高齢者の増加に伴い、認知症や頼れる身寄りのない高齢者等が増えることが見込まれ、国は第10期介護保険事業計画の基本指針に「地域包括ケアシステムの深化」として、こうした高齢者等の増加に伴って生じる地域課題への取組の推進を重要な課題の一つとして位置付けることとしている。
- こうした状況において、高齢者自身がいきいきと暮らしていくための活動の促進に引き続き注力しつつ、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための環境づくりをさらに充実させ、地域包括ケアシステムを一層強固なものにしていく（深化させていく）必要がある。

2 第10期プランの施策体系及び重点施策の項目（案）

- 第6次広島市基本計画の高齢者福祉分野に係る基本方針や第9期で進めてきた施策の推進状況などを踏まえ、第10期においても同様の施策体系（「施策の柱」、「施策項目」）を掲げるとともに、5項目の重点施策を設定して重点的に取り組む。
- 重点施策の推進に当たっては、引き続き施策ごとに「成果目標」を設定した上で、その目標の達成に向けプロセスを管理するため、「数値目標を設定して取り組む項目」を掲げて、効果的に取組を進めていくこととする。

3つの施策の柱	施 策 項 目
1 高齢者がいきいきと暮らしていくための活動の促進	(1) 【重点施策Ⅰ】健康づくりと介護予防の促進 (2) 生きがいづくりの支援 (3) まちの活性化につながる多様な活動の促進
2 高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための環境づくり	(1) 【重点施策Ⅱ】見守り支え合う地域づくりの推進 (2) 生活環境の充実 (3) 【重点施策Ⅲ】認知症施策の推進 (4) 権利擁護の推進 (5) 暮らしの安全対策の推進
3 支援・援護が必要な方々が安心して暮らせるための施策の充実	(1) 【重点施策Ⅳ】質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりの推進 (2) 介護保険事業の円滑・適正な実施と持続可能性の確保 (3) 【重点施策Ⅴ】在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進 (4) 被爆者への援護

【参考】 第9期プランの重点施策の推進状況（まとめ）

重点施策Ⅰ 健康づくりと介護予防の促進

項目	指標及び実績			
健康状態の維持・改善	各種健康リスクがない高齢者（※）の割合の増加			
	※ 低栄養、運動機能低下、口腔機能低下、社会参加低下（閉じこもり傾向）の全てのリスクに該当しない高齢者			
		R6	R7	R8
	目標	62.5%	63.6%	64.7%
要介護状態等の維持・改善	実績	61.6%	63.1%	－
	【目標値の考え方】 令和2年度以降、コロナ禍の影響で数値が減少した可能性が高いと考えられることを踏まえ、令和4年度（60.3%）を基準値として、第9期中にコロナ禍前の水準（R元:64.6%）とすることを目指し、毎年度1.1ポイントずつ増加させ、令和8年度に64.7%とすることを目標値とする。			
	年齢階層別要介護・要支援認定率の減少			
		R6実績(対前年)	R7実績(対前年)	
	65～69歳	2.6%（±0.0）	2.4%（▲0.2）	【目標値の考え方】 要介護等認定率に関し具体的な目標値を定めることは、要介護等の認定を受ける権利を阻害している印象を与えかねないことから、「対前年度比減」を目標値とする。
	70～74歳	5.4%（▲0.1）	5.4%（±0.0）	
	75～79歳	11.1%（▲0.4）	11.2%（+0.1）	
	80～84歳	26.0%（+0.6）	26.1%（+0.1）	
	85～89歳	50.0%（▲0.1）	49.7%（▲0.3）	
	90歳以上	77.9%（+0.3）	77.6%（▲0.3）	

現段階
のまとめ

各種健康リスクがない高齢者の割合は増加傾向に、要介護・要支援認定率は概ね減少傾向にあり、介護予防・重度化防止の各種取組が一定の成果を上げていると考えられる。引き続き、高齢者自らが健康づくりや介護予防に取り組める環境づくりを推進していく必要がある。

重点施策Ⅱ 見守り支え合う地域づくりの推進

項目	指標及び実績			
高齢者支援活動の担い手の拡大	<u>地域における高齢者支援の活動に参加したと回答した人の割合</u>			
	R6	R7	R8	【目標値の考え方】 平成30年度（2.6%）から令和4年度（3.6%）にかけての増加幅（1.0ポイント）を踏まえ、令和4年度を基準値として、令和4年度から8年度までの4年間で1.0ポイント増加させ、4.6%とすることを目標値とする。
	目標 4.0%	4.3%	4.6%	
地域に拠り所を持つ高齢者の拡大	実績 2.5%	1.6%	—	
	<u>何かあったときに相談する相手（家族や友人・知人以外）がいると回答した人の割合の増加</u>			
	R6	R7	R8	【目標値の考え方】 令和2年度から令和4年度の増加幅（0.6ポイント／年）を踏まえ、令和4年度（54.5）を基準値として、毎年度0.6ポイントずつ増加させ、令和8年度に56.9%とすることを目標値としている。
	目標 55.7%	56.3%	56.9%	
	実績 54.3%	53.4%	—	

現段階のまとめ

高齢者地域支援活動の担い手の拡大、地域に拠り所を持つ高齢者の拡大はいずれも伸び悩んでいる。

更なる高齢化の進展に伴い、一人暮らしの高齢者数の増加が見込まれることなどを踏まえ、見守り支え合う地域づくりに向けて、引き続き重点的に取り組む必要がある。

重点施策Ⅲ 質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりの推進

項目	指標及び実績					
介護サービス量の見込みに 応じた施設・事業所の整備	入所系サービスの整備定員数、地域密着型サービスの事業所数					
		R7目標		R7実績		【目標値の考え方】 今後の要介護者や認知症高齢者の増加を見据え、介護老人福祉施設等の入所系サービスや、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の地域密着型サービスについて、その整備状況や受入状況などを踏まえ、介護サービス量の見込みに応じた定員数及び事業所数を目標値としている。
	①特別養護老人ホーム	4,859人		4,938人		
	②認知症高齢者グループホーム	3,121人		3,090人		
	③定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	24事業所		28事業所		
	④小規模多機能型居宅介護事業所	48事業所		37事業所		
	⑤看護小規模多機能型居宅介護事業所	10事業所		12事業所		
①・②は定員数、③～⑤は全体の事業所数						
サービス提供に必要な介護 人材の確保	介護人材の不足感を抱く施設・事業所の割合の対全国平均比減					
		R6全国平均	R6実績	R7全国平均	R7実績（対全国平均）	【目標値の考え方】
	介護職員	69.1%	74.9%	69.8%	71.9%	+2.1%
	訪問介護員	83.4%	81.9%	82.9%	77.3%	▲5.6%
	ケアマネジャー	34.5%	46.0%	37.0%	39.8%	+2.8%
	※介護職員には、看護職員を含まない。また、訪問介護員には、サービス提供責任者を含まない。					介護人材の確保は全国的な課題であることから、介護人材の不足感を抱く施設・事業所の割合の全国平均を基準として、本市の割合をこれよりも低くすること（対全国平均比減）を目標値としている。

現段階のまとめ

施設等の整備に関して、整備目標を達成できていない施設等はあるものの、各施設等の平均をみると整備目標に対し、9割以上の達成率となっている。また、介護人材の確保に関しては、不足感を抱く施設・事業所の割合は依然高止まりしているものの、昨年度実績に比べ減少している。

更なる高齢化の進展や生産年齢人口の減少に伴い、介護サービスの量や人材に対する需要が高まることが見込まれる中で、提供体制の充実や介護人材の確保に向け、引き続き重点的に取り組む必要がある。

重点施策Ⅳ 在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進

項目	指標及び実績			
在宅医療の量的拡充	<u>訪問診療・往診の件数の増加</u>			【目標値の考え方】 コロナ禍前の伸び率（5%、H30：107,174件⇒R元：112,966件）を踏まえ、令和4年度（131,817件）を基準値として、毎年度5%ずつ増加させ、令和8年度に162,000件とすることを目標値としている。
	R6	R7	R8	
	目標 146,000件	154,000件	162,000件	
自宅等の在宅で最期まで暮らした人の増加	実績 143,555件	※集計中	—	【目標値の考え方】 コロナ禍前の増加幅（0.6ポイント、H30：25.8%⇒R元：26.4%）を踏まえ、令和4年度（31.8%）を基準値として、毎年度0.6ポイントずつ増加させ、令和8年度に34.2%とすることを目標値としている。
	R6	R7	R8	
	目標 33.0%	33.6%	34.2%	
	実績 32.7%	※集計中	—	

現段階のまとめ

訪問診療・往診の受給状況や自宅等の在宅で最期まで暮らした人の割合は増加しており、在宅医療・介護連携の推進に係る各種取組が一定の成果を上げているものと考えられる。一方、住み慣れている自宅等の在宅で人生の最期を迎えることを望んでいる市民ニーズは実態よりも更に大きいことから、引き続き在宅医療・介護連携を推進していく必要がある。

重点施策Ⅴ 認知症施策の推進

項目	指標及び実績		
認知症の人やその家族等を支援する活動の拡大	認知症の人やその家族等に対して何らかの協力をしたと回答した人の割合の増加		
	R6	R7	R8
	目標 25.4% 実績 28.2%	25.7% 27.4%	26.0% —

【目標値の考え方】
 調査を開始した令和2年度から数値が減少（R2：25.7%、R3：25.4%）していることなどを踏まえ、令和8年度までに令和2年度の水準を上回ることを目指し、令和4年度（24.7%）を基準値として、毎年度0.3%ずつ増加させ、令和8年度に26.0%とすることを目標値としている。

現段階のまとめ

認知症の人やその家族等に対して何らかの協力をしたと回答した人の割合は目標を達成している。

引き続き、より多くの市民が認知症への理解を深めるとともに地域で支えるという意識を高め、実際に認知症の人と家族等への支援活動に結び付くようにするため、地域住民をはじめ、事業者、児童・生徒など幅広い市民を対象に普及啓発を行うなどにより、認知症の人やその家族等を支援する活動の拡大に取り組む必要がある。